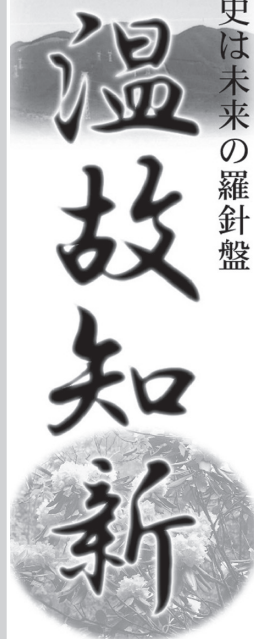


歴史は未来の羅針盤



これまでに刊行しました『近江日野の歴史』は、第一巻「自然・古代編」、第二巻「中世編」、第五巻「文化財編」、第六巻「民俗編」、第七巻「日野商人編」、第八巻「史料編」となりました。教育委員会や各公民館などにおいて、一冊四、〇〇〇円で好評販売中ですので、ぜひともお買い求めください。

『近江日野の歴史』第七巻「日野商人編」を発刊して以来、日野商人の活動の様子をさまざまな視点から紹介しています。今回は、日野商人が結成した「大当番仲間」について紹介します。

大当番仲間とは

日野商人たちが結成した仲間組織を「大当番仲間」といいます。大当番仲間では、加入商人を六組に分け、年番で組合事務を担当していました。大当番とは、当初は当番そのものの呼称でしたが、後には当番によって管理される組合組織を指すようになりました。

「江州日野 仲間」という規約が定められた元禄三（一六九〇）年が、大当番仲間の起源とされています。それには、商いをする地域の法律を守る、不特定多数ではなく特定の商人を相手とする、もめ事の際は仲間と連絡し、出訴には仲間当番の承認や判断を受けるなど、遵守すべき五

カ条が定められています。

また、同様の規約として「定」（安永八（一七七九）年以降）があります。12カ条の条文には、代金支払いを誠実にする、不作法などはない、正路な商いをするなど、商人としての規律を重んじ、仲間相互の連携・協力を奨励しています。

では、どんな商人が何人くらい加入していたのでしょうか。結成当初のころはよくわかりませんが、正徳二（一七二二）年の大窪町（大字大窪）には、関東向け他国商人が三八〇名余りおり、相当数の加入があったと思われる。しかし、享保十九（一七三四）年に腕屋と小間物商の商人仲間が記した「覚」では、商売不振で加入者が減少しており、未加入者の加入促進を求めています。この史料から、仲間への加入は強制ではなく、脱退も自由であったことが知れます。なお、合業商人が大当番仲間と合流したのは延享四（一七四七）年でした。

江戸時代の大当番仲間帳（加入

者名簿）には、明和七（一七七〇）年、天明二（一七八二）年、弘化四（一八四七）年、文久元（一八五二）年改のものがありません。記載人数は、それぞれ四三九名、四三八名、二六二名、三五六名です。ただし、仲間帳は加入・脱退した商人を数年にわたり加除しており、延べ人数でしか把握できません。仲間帳に見られる人名には旧蒲生町や旧甲賀郡の商人も含まれ、日野だけでなく広範な地域の商人が加入していました。なお、明治維新という大きな時代変化が原因でしょうか、明治十（一八七七）年の名簿登録人数は二四一名と減少しています。そして



日野大当番の鑑札

同十八年には、同業組合準則に基づき江州日野商人組合が結成され、大当番仲間は約二〇〇年の歴史を閉じました。

大当番仲間の利便性

大当番仲間加入の最大の利点は、定宿が利用できることです。定宿とは、大当番仲間と契約した街道の旅籠のことです。定宿では、快適な宿泊や休息はもちろん、情報交換、商品や金銭入り書状の託送ができ、長旅をする商人たちにとって非常に便利でした。仲間商人は「日野大当番」と記された鑑札を携帯し、定宿には「日野商人定宿」などの看板が掲げられました。

また、商品などを業者運送する際も、契約した飛脚屋や船問屋が利用でき、提携料金での利用や損害賠償も保証されていました。

さらに、商売をする限り、金銭のトラブルはつきものです。これに関して当時は個人的な解決が原則でしたが、大当番仲間では仲間商人間で積極的に連絡し、相互協力の体制が整えられていました。